



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(2)
Author(s)	佐藤, 鉄男; SATO, Tetsuo; 町村, 泰貴 他
Citation	北大法学論集, 38(4), 440-394
Issue Date	1988-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16590">https://hdl.handle.net/2115/16590</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(4)_p440-394.pdf



# 1985年のフランス倒産法 に関する法文の翻訳 (2)

佐藤鉄男  
町村泰貴

企業の裁判上の更生および清算に関する  
1985年1月25日法律98号 (続き)

## 目次

- 第1編 通常の裁判上の更生制度
    - 第1章 準備手続
    - 第2章 企業の継続または譲渡の計画 (以上前号)
    - 第3章 企業の財産関係 (以下本号)
    - 第4章 労働契約から生じる債権の整理
  - 第2編 一定の企業に適用される簡易手続
  - 第3編 裁判上の清算
  - 第4編 不服申立方法
  - 第5編 法人およびその理事に対する特則
  - 第6編 個人破産およびその他の禁止措置
  - 第7編 破産罪その他の犯罪
  - 第8編 雑則
- (注) 細目次および【参照条文】における略語は前号参照

### 第3章—企業の財産関係

#### 第1節—債権の調査と承認

第99条【無担保債権の調査の省略】譲渡または裁判上の清算の場合、積極財産を換価した収益金がすべて裁判費用および優先債権に充当されて剰余を生じないと見られるときは、法人に関して法律上または事実上の、有償または無償の会社理事が下記第180条に従い債務の全部ないし一部の責任を負う余地がない限り、無担保債権の調査を行わない。

【参照条文】旧法 L. art. 45.

デクレ art. 71, 72.

第100条【債権一覧表】債権者の代表者は、債務者の見解を取り纏めた後に、一つないし複数の届出債権一覧表を、承認、拒絶、または管轄裁判所への提訴の提案を添えて作成する。債権者の代表者はこの一覧表を、作成されたものから順次主任官に交付する。

【参照条文】旧法 L. art. 42.

デクレ art. 73.

第101条【主任官による債権確定】債権者の代表者の提案に基づいて、主任官は債権の承認または拒絶について決定し、あるいは審理が行われていることまたは異議が自己の管轄に属さないことを確認する。

- ② 主任官は、債権者、債務者、管理の確保を任務に有する場合の管理人、および債権者の代表者を審尋し、または適式に呼び出した後でなければ、債権の全部ないし一部の拒絶もしくは管轄なしとの宣言をなすことができない。

【参照条文】旧法 L. art. 42.

デクレ art. 73.

第102条【不服申立】事案が裁判上の更生を開始した裁判所の管轄に属する場合、主任官の決定に対する不服申立は控訴院に対してなされる。この不服申立は、債権者、債務者、管理の確保を任務に有する場合の管理人、または債権者の代表者がないうる。

- ② しかしながら、債権の全部ないし一部に争いがある債権者で、第54条に規定された期間内に債権者の代表者に応答しなかった者は、主任官が債権者の代表者の提案を是認した場合その決定に対する不服申立をなさない。
- ③ 事案が別の裁判所の管轄に属する場合、主任官により宣言された管轄なしとの決定の送達から起算される2ヶ月の期間内に請求者は管轄裁判所を係属させなければならない、これを怠れば失権する。

【参照条文】旧法 D. art. 53, 56,

デクレ art. 73.

第103条【債権表への記載と異議】主任官により宣言される債権の承認または拒絶の決定もしくは管轄なしとの決定は裁判所書記課に提出される債権表に記載される。第102条に規定した者を除くあらゆる利害関係者はそれを閲覧し、コンセイユ・デタのデクレで定める期間内に異議を申し立てることができる。

- ② 主任官は、債権者の代表者および関係当事者を審尋し、または適式に呼び出した後で、この異議について裁判する。
- ③ この異議について裁判した主任官の決定に対する不服申立は控訴院に対してなされる。

【参照条文】旧法 L. art. 42, D. art. 52.

デクレ art. 75, 82, 83, 84.

第104条【他の裁判所による判決の取扱い】第102条第3項に定められた条件の下で係属した裁判所の下した判決は前条に規定した債権表に記載される。利害関係ある第三者は、裁判所書記課における債権表の提出から1ヶ月の期間内に限り、第三者による判決取消の訴えを申し立てることができる。

【参照条文】旧法 D. art. 52.

デクレ art. 85.

第105条【主任官の終審管轄権】主任官は、債権の元本額が手続を開始した裁判所の終審管轄限度額を越えないときは、本節に定められた場合につき終審として裁判する。

第106条【租税債権の異議】一般租税法典または関税法典に規定された債権についてはその法典に定められた条件の下でのみ異議を述べることができる。その債権は、その場合、当然に仮に承認される。

【参照条文】旧法 D, art. 42,

デクレ art. 74,

## 第2節—一定の行為の無効

第107条【無効事由】支払停止の日付の後に債務者によりなされた以下の行為は、無効である。

- 1号 動産または不動産の所有権のあらゆる無償譲渡行為。
  - 2号 あらゆる実定契約で債務者の義務が相手当事者の義務を明らかに越えているもの。
  - 3号 弁済の日に弁済期が到来していない債務について、何らかの方式でなされたあらゆる弁済。
  - 4号 弁済期の到来した債務について、現金、商業証券、為替、企業の信用を促進する1981年1月2日法律1号の定める譲渡明細書、その他、取引関係で一般に承認されている弁済方式とは異なる方式でなされたあらゆる弁済。
  - 5号 民事訴訟法典第567条および民法典第2075—1条の適用の下で、既判事項の確定力を有する裁判なくしてなされた、金銭のあらゆる寄託および供託。
  - 6号 あらゆる約定抵当権、裁判上の抵当権、および配偶者の法定抵当権、ならびにあらゆる質権で、以前に契約された債務のために債務者の財産の上に設定されたもの。
  - 7号 民事訴訟法典第53条および第54条の適用の下でなされたあらゆる登記で、仮の登記が支払停止の日以前になされていなかったもの。
- ② さらに裁判所は、本条1号の定めた無償行為で、支払停止の日の前6ヶ月以内になされたものを無効とすることができる。

【参照条文】旧法 L, art. 29,

第108条【弁済等の無効】弁済期の到来した債務について支払停止の日以後になされた弁済、および同じく支払停止の日以後になされた有償行為は、債務者の行為の相手

方が支払停止を知っていた場合に無効とされ得る。

【参照条文】旧法 L, art. 31.

第109条【手形小切手の特則】第107条および第108条の規定は約束手形、為替手形、または小切手に対する弁済の有効性を妨げない。

② しかしながら、管理人または債権者の代表者は、約束手形の振出人に対して、または他人の計算による振出の場合には委託者に対して、ならびに小切手の受取人および為替手形の第一裏書人に対して、それらの者が支払停止を知っていたことを立証して金額償還の訴権を行使することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 32.

第110条【無効の効果】無効の訴権は、管理人、債権者の代表者、清算人、または計画実施監査人が行使する。この訴えは債務者の積極財産を復元する効果を有する。

### 第3節一配偶者の権利

第111条【固有財産の証明】裁判上の更生手続に服する債務者の配偶者は、夫婦財産制の規則に従った自己の固有財産への所属を証明する。

【参照条文】旧法 L, art. 55.

第112条【配偶者からの取戻】債権者の代表者または管理人は、債務者の配偶者の後得財産が債務者の提供した財貨で得られたものであることをあらゆる方法で証明して、そのようになされた取得物を積極財産に統合すべきことを請求することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 56.

第113条【債務と担保の引受】第111条の適用によりなされる回復は、その財産に法的に課されている債務および抵当権を負担してのみなされ得る。

【参照条文】旧法 L, art. 57.

第114条【商人・職人の特則】債務者の配偶者で、婚姻の時に商人または職人であった

者、もしくは婚姻の年に商人または職人となった者は、夫婦財産契約もしくは婚姻中の契約においても夫婦の一方により他方に対して与えられた利益を理由とするいかなる訴権も、裁判上の更生の中で行使することができない。債権者の側からも夫婦の一方により他方に与えられた利益を援用することはできない。

【参照条文】旧法 L. art. 58.

#### 第4節 動産売主の権利および取戻権

第115条【取戻権】動産の取戻権は裁判上の更生手続を開始する判決の言渡しから3ヶ月の期間内のみ行使することができる。

【参照条文】旧法 L. art. 59.

第116条【動産売主の権利】民法典第2102条第4号によって動産売主のために規定された先取特権、解除訴権、および取戻権は、以下の規定の限度でのみ行使することができる。

【参照条文】旧法 L. art. 60.

第117条【動産売主による取戻】裁判上の更生を開始する判決より以前に、裁判により、または成就した解除条件の効果により解除された売買の目的物たる商品は、それらが全部ないし一部現物で存在するときは、取り戻すことができる。

- ② 取戻は、取戻訴権または解除訴権が開始判決より以前に売主によって代金不払以外の理由に基づき行使されていた場合、売買の解除が裁判上の更生を開始する判決の後に裁判によって宣言または確認されていたときでも、同様に承認されなければならない。

【参照条文】旧法 L. art. 61.

第118条【発送された商品】債務者に発送された商品は、債務者の倉庫において、または債務者の計算で売却を委託された問屋の倉庫において、その引渡がまだなされていない場合に限り取り戻すことができる。

- ② しかしながら、商品が到着する以前に、詐害の意思なくして、正規の荷送状または運送証書によりその商品が転売されたときは、取戻は受理されない。

【参照条文】旧法 L, art. 62.

第119条【売主の留置権】債務者または債務者の計算で行為する第三者に引渡または発送がなされなかった商品は、売主が留置することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 63.

第120条【証券の取戻】未弁済の商業証券その他の証書は、その権利者がそれらの取戻のために、またはそれらを特定の弁済に特に充てるために交付し、それらが債務者の書類綴りの中に残されているならば、取り戻すことができる。

【参照条文】旧法 L, art. 64.

第121条【寄託物・所有権留保商品の取戻】寄託としてまたは所有者の計算で売却するために債務者に預けられた商品は、それが現物で残されている限り、取り戻すことができる。

- ② 代金の完全な支払いの時まで所有権の移転を留保する条項の下で売買された商品は、その条項が遅くとも引渡のときまでに作成された書面において両当事者の合意したものであるときは、その商品が現物で残されている限り、同様に取り戻すことができる。しかしながら、代金が直ちに支払われ、または、管理人が代金の支払いの保証を義務付けられた上で、主任官の定めた期間に従い遅くとも最初の準備期間の終了までに支払われたときは、取戻はできない。

【参照条文】旧法 L, art. 65.

第122条【商品代金の取戻】第121条に定められた商品の代金ないし代金の一部は、それが支払われておらず、決済もされておらず、債務者と買主との間の交互計算の中で相殺もされていないものは、取り戻すことができる。

【参照条文】旧法 L, art. 66.

## 第4章一労働契約から生じる債権の整理

### 第1節一債権の調査

第123条【被用者の債権一覧表の作成】債権者の代表者は調査の後に、労働法典 L, 143-

11-7条の定める期間内に、債務者を審尋し、または適式に呼び出して、労働契約から生じる債権の一覧表を作成する。この債権一覧表は第44条の定める条件の下で被用者の代表者に付託される。それは主任官によって証印を押され、裁判所書記課に提出され、コンセイユ・デタのデクレで定める条件の下で公示措置の対象となる。

- ② 自己の債権の全部ないし一部が一覧表に記載されていない被用者は、前項に規定した公示措置の完了から2ヶ月の期間内に労働裁判所を係属させることができ、係属させないときは失権する。その被用者は労働裁判所において自己を補佐または代理することを被用者の代表者に対して請求することができる。
- ③ 労働裁判所に召喚された債権者の代表者、または債権者の代表者が召喚されていない場合請求者は、労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織をその裁判所に呼び出す。債務者または管理の確保を任務に有する場合の管理人はこれに参加させられる。

【参照条文】デクレ art. 76, 77, 78.

第124条【労働裁判所で進行中の審理】裁判上の更生手続の開始判決の日に労働裁判所の下で進行中の審理は、債権者の代表者および管理の確保を任務に有する場合の管理人を立ち合わせ、またはそれらを適式に呼び出した上で追行される。

- ② 債権者の代表者は、係属裁判所および審理の当事者たる被用者に裁判上の更生手続の開始を10日以内に通知する。
- ③ 労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織は、債権者の代表者または債権者の代表者がいないときは申請人たる被用者により、裁判上の更生手続の開始判決から10日以内に参加させられる。

【参照条文】デクレ art. 81.

第125条【被用者に対する支払拒絶】労働法典 L. 143-11-4条に規定された組織が何らかの理由により、労働契約から生じる債権の一覧表に記載された債権の支払いを拒絶した場合は、その組織はその拒絶を債権者の代表者に知らせ、債権者の代表者は直ちにこれを被用者の代表者および関係被用者に通知する。

- ② 関係被用者は労働裁判所に訴訟を係属させることができる。債権者の代表者、企業主、または管理の確保を任務に有する場合の管理人は、これに参加させられる。

- ③ 被用者は労働裁判所において自己を補佐または代理することを被用者の代表者に対して請求することができる。

【参照条文】デクレ art, 79, 80.

第126条【判決部への送付】第123条および第125条の適用の下で労働裁判所に提起された訴訟は判決部に直接送付される。

第127条【債権表への記載と不服申立】労働契約から生じる債権の一覧表で主任官が証印を押したもの、および労働裁判所の下した判決は、書記課に提出される債権表に記載される。第123条から第125条までに規定された者以外のあらゆる利害関係者は、第103条および第104条のそれぞれに定められた条件の下で異議または第三者による判決取消の訴えを申し立てることができる。

## 第 2 節—被用者の先取特権

第128条【労働法典・民法典による先取特権】労働契約から生じる債権は、裁判上の更生手続が開始された場合、以下の先取特権で担保される。

1号 労働法典 L, 143-10条, L, 143-11条, L, 742-6条および L, 751-15条によりそれら各条の規定する原因および金額について定められた先取特権。

2号 民法典第2101条第4号および第2104条第2号の先取特権。

【参照条文】旧法 L, art, 50, 150.

第129条【財産処分による被用者の債権の先払い】他のあらゆる債権の存在にかかわらず、労働法典 L, 143-10条, L, 143-11条, L, 742-6条および L, 751-15条により定められた先取特権が担保する債権は、管理人が必要な財産を処分したとき、裁判上の更生手続を開始する判決の言渡しから10日以内に、主任官の命令に基づき管理人によって支払われなければならない。

- ② しかしながら、この債権の額のすべての確定の前に、管理人は、主任官の許可を得て、かつ処分可能な財産の限度で、最後の貸金台帳に基づいて1ヶ月分の未払賃金と同じ額の金銭を、労働法典 L, 143-10条に定められた最高限度を超過することなく、直ちに被用者へ仮に払い込まなければならない。

- ③ 処分できない場合、前2項により支払うべき金額は財産の最初の収入によって支払われなければならない。

【参照条文】旧法 L. art.51.

### 第3節—労働契約から生じる債権の弁済の保証

第130条【労働法典の規定の調整】労働法典 L. 143-11-2条、L. 143-11-3条、L. 143-11-4条および L. 143-11-6条はそれぞれ L. 143-11-4条、L. 143-11-5条、L. 143-11-6条および L. 143-11-8条となる。

- ② 新 L. 143-11-5条において《L. 143-11-1条から L. 143-11-7条まで》という文言は《L. 143-11-1条から L. 143-11-9条まで》という文言に、および《L. 143-11-2条まで》という文言は《L. 143-11-4条まで》という文言に、置き換えられる。

第131条【労働法典の改正】労働法典 L. 143-9条を以下のように定める。

《L. 143-9条—企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第128条および第129条の定める規則を妨げずに、労働契約または見習契約から生じる債権は L. 143-10条から L. 143-11-9条までに定める条件の下で保証される。》

第132条【労働法典の文言の調整】I. 一労働法典新 L. 143-11-6条において、《労働法典第3巻第5編第1章第2節》という引用は《本法典第3巻第5編第1章第1節》という引用に置き換えられる。

II. 一労働法典新 L. 143-11-8条において、《L. 143-11-2条》という引用は《L. 143-11-4条》という引用に置き換えられる。

III. 一労働法典 L. 143-10条および L. 143-11条において、《裁判上の整理または財産の清算の場合》という文言は《裁判上の更生手続が開始された場合》という文言に置き換えられる。

第133条【労働法典の改正】労働法典 L. 143-11-1条は以下の規定に置き換えられる。

《L. 143-11-1条—商人または職人もしくは私法上の法人の資格を有し、一人

ないし複数の被用者を雇っているすべての使用者は、外国に派遣された賃金労働者ならびに L. 351-4 条に規定された海外の賃金労働者を含む自己の被用者のために、裁判上の更生手続の場合における不払いの危険に対して、労働契約の履行に伴い負担する金額につき保険をつけなければならない。

《② 保険は以下のものを填補する。

《1号 あらゆる裁判上の更生手続の開始判決の日に被用者に対して負担する金額。

《2号 準備期間中、更生計画を確定する判決に続く月の間、清算の判決に続く15日間、および裁判上の清算判決によって許可された事業の暫定的維持の間になされた労働契約解消から生じる債権。

《3号 裁判所が裁判上の清算を宣言した場合、1ヶ月半の労働に相当する最大金額の限度で、準備期間中、清算判決に続く15日間、および清算判決によって許可された事業の暫定的維持の間に、負担した金額。

《L. 143-11-2 条—解雇に関して個別的保護を与えられている被用者の解雇から生じる債権は、場合により管理人、使用者または清算人が、L. 143-11-1 条第2号に規定された期間中に労働契約を解消する意思を表明する限り、保険によって填補される。

《L. 143-11-3 条—L. 441-1 条以下の規定に従った利益参加として、L. 442-1 条以下の規定に従った成長の成果への被用者の参加として、または L. 471-1 条以下に定めた条件の下で賃金基金を創設する協定の適用として負担する金額は、それらが企業における債権的権利の形式を備えている場合、L. 143-11-1 条に定めた保険により填補される。

《② 職業別または職際協定、集団労働協約、あるいは企業内協定の適用として、被用者またはかつての被用者に対して負担する定年退職金の未払金も同様に保険により填補される。これらの規定は協定または協約が早くとも55歳までの早期定年退職を定めている場合にも適用される。本項の定める保証はデクレで定める条件において制限される。

《③ 第1項および第2項に規定された債権は以下の場合に保証される。

《—それらが手続開始判決の日に弁済期の到来していたものであるとき。

《—企業の継続を定める計画が手続により立てられた場合に、それらが、L. 143-11-1 条第2号に定める期間内に、労働契約の解消という事実から弁済期の到来したもとなったとき。

《一裁判上の清算判決または企業の全部譲渡計画を確定させる判決があったとき。

第134条【同前】労働法典 L. 143-11-7 条を以下のように定める。

《L. 143-11-7 条一債権者の代表者は、以下の条件の下で債権一覧表を作成する。

《1. L. 143-10条、L. 143-11条、L. 742-6 条及び L. 751-15条に規定された債権については、手続開始判決の言渡しに続く10日の期間内。

《2. 手続開始判決の日と同じく弁済期が到来していたその他の債権については、判決の言渡しに続く3ヶ月の期間内。

《3. L. 143-11-1 条第3号の適用により填補される賃金および有給休暇の手当については、同号に定められた保証期間の満了に続く10日の期間内で、さらに、L. 143-10条、L. 143-11条、L. 742-6 条および L. 751-15条に規定された最高額に達するまで。

《4. その他の債権については、保証期間の満了に続く3カ月の期間内。》

《② 債権の全部ないし一部を上で定めた期間満了前に処分可能な財産によって支払うことができない場合、債権者の代表者は、L. 143-11-4 条に規定された組織に対して、一覧表を提示して、必要な資金の前貸を請求する。

《③ 上記の組織は、以下の期間内に、一覧表に記載されかつ未だ支払われていない額を債権者の代表者に払い込む。

《1号 上記1. および3. に規定された一覧表の受領に続く5日の期間内。

《2号 上記2. および4. に規定された一覧表の受領に続く8日の期間内。

《④ 債権者の代表者は、債権者たる被用者に対し、代位された債権者を除いて、その受領した金銭を直ちに交付し、これを被用者の代表者に通知する。

《⑤ 上記の組織は、第三者による異議がある場合であっても、一覧表に記載された金銭を前貸しなければならない。

《⑥ この組織はまた、保証期間が満了している場合であっても、裁判によって最終的に確定された債権に相当する額を前貸しなければならない。債権者の代表者の職務が終了している場合、裁判所書記課または場合により計画実施監査人は、債権者たる被用者に金銭を交付することを引き受けて、上記の組織に補足一覧表を送付する。》

第135条【同前】労働法典 L. 143-11-8 条の後に、以下のように定めた L. 143-11-

9条が挿入される。

〈L. 143-11-9条-L. 143-11-4条に規定された組織は、L. 143-10条、L. 143-11条、L. 742-6条およびL. 751-15条に定められた先取特権により担保される債権、ならびにL. 143-11-1条第3号によって前貸した債権に関して、自己が前貸をなした被用者の権利について代位する。〉

〈② 前貸したその他の金銭は、上記1985年1月25日法律98号が手続開始判決の前に生じた債権の整理のために定めた条件の下で上記の組織に返還され、その債権の有する先取特権が適用になる。〉

第136条【同前】労働法典第1巻第4編第3章第2節の終わりに、以下のように定めたL. 143-13-1条が挿入される。

〈L. 143-13-1条-L. 341-6-1条に規定された外国人は、その条項の適用の下でその外国人に対し支払わなければならない金銭について本節の規定が適用になる。〉

## 第2編—一定の企業に適用される簡易手続

第137条【適用範囲】第2条第3項に規定された者は、下記第138条の規定の留保の下で、本編に定める簡易手続を利用できる。本法のその他の規定は、本編の規定に反しない限り、適用される。

【参照条文】デクレ art.110, n°85-1387, art. 1.

第138条【通常制度の適用可能性】裁判所は、企業の更生に有利になりうると評価した場合、計画を確定する判決までに、債務者または共和国検事の請求により、あるいは職権で、第1編の定める手続の完全な適用を決定することができる。

② その場合、準備期間のうち既に経過した期間は第8条第2項の定める期間に繰り入れられる。

## 第1章—開始判決および調査手続

第139条【開始判決の内容】裁判上の更生の開始判決において、裁判所は、主任官、お

## 1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

よび債権者を代表する責務を負う裁判上の受託者を指名する。裁判所は、従業員代表委員または従業員代表委員がないときは被用者に、企業内で被用者の代表者を指名することを促す。

- ② 労働法典 L. 421-1 条の定める条件を満たさない企業において、被用者の代表者は、第1編の規定により企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に帰属する職務をも遂行する。

【参照条文】デクレ art.111.

第140条【調査期間】15日間に限られ、債務者、共和国検事または主任官の請求による裁判所所長の命令により1回延長され得る調査期間によって、準備期間が開始される。

- ② 主任官は、債務者の協力と、場合により自己の選定した鑑定人の補佐をえて、企業の経営関係・労働関係の状況および更生の見込みについての報告書を作成するために、調査を実施する責務を負う。鑑定人の確認は主任官の報告書に記載される。
- ③ 主任官は第19条に定める権限を行使する。

第141条【調査期間中の事業継続】この期間中、事業は債務者が継続するが、第140条に規定された鑑定人または裁判上の管理人、その他資格を有する者を管理人に任命することが必要であると裁判所が判断した場合は別である。その場合、債務者は、あるいは権限を奪われて管理人によって代理され、あるいは管理人によって補佐される。

- ② 管理人がない場合について。

—債務者は第45条により管理人に帰属する職務を遂行し、主任官の許可があるときは、第121条および第37条によって与えられている権能を行使する。

—債権者の代表者は第28条により管理人に帰属する職務を遂行する。

—第22条の適用に関して、臨時総会または社員総会は、主任官が、固有の資本復元のため総会に提案される増資の額を定めてなす請求によって、招集される。

【参照条文】デクレ art.114, 115.

第142条【事業継続または清算の判決】裁判所は、調査報告書に基づき、企業更生計画

案の作成のための事業継続、または第3編の規定の適用による裁判上の清算を、決定する。

【参照条文】デクレ art.112.

## 第2章—企業更生計画の作成

第143条【事業継続と更生計画の作成】事業は、第141条の定める条件の下で、2ヶ月の期間について継続され、この期間は職権により、または債務者、管理人があるときは管理人、および共和国検事の請求により、裁判所が理由を付した判決で例外的に1ヶ月の期間延長することができる。

- ② この期間の間、債務者または管理人が任命されている場合管理人は、場合により主任官の調査を補佐した鑑定人の協力をえて、企業の更生計画案を作成する。
- ③ 債務者または管理人は債権者の代表者および主任官に対して、第24条の定める債務整理の提案を伝達し、第20条第3項ならびに第25条の定める通知と諮問を行う。

【参照条文】デクレ art.113, 116.

第144条【譲受申込】管理人が任命されていない場合、第21条および第83条に規定された譲受の申込は裁判所書記課に送付され、裁判所書記課はこれを主任官、債務者および債権者の代表者に伝達する。

- ② その場合、債務者は、主任官が受諾可能性を確認したすべての申込をその計画案において考慮する。

第145条【計画案の提出】管理人が任命されていない場合、債務者が企業更生計画案を裁判所書記課に提出する。

- ② その場合、主任官は裁判所に報告をなし、理由を付した自己の意見を添えて計画案を提出する。

【参照条文】デクレ art.117.

第146条【事業の停止と清算】裁判所は、手続中いつでも、第36条に規定された者の請求により、または職権で、同条の定める措置の一つを宣言することができる。

### 第3章—企業更生計画の実施

第147条【計画の実施】管理人がない場合、計画実施監査人は計画の実行に必要な行為の遂行において債務者を補佐する。

【参照条文】デクレ art.118.

### 第3編—裁判上の清算

#### 第1章—清算人

第148条【清算人の任命と任務】裁判上の清算を宣言する裁判所は、債権者の代表者を清算人として任命する。しかしながら裁判所は、管理人、債権者、債務者または共和国検事の請求により、理由を付した判決によって、その他の受託清算人の中から清算人を指名することができる。

- ② 裁判所は職権により、あるいは主任官の提案または共和国検事の請求により、清算人の解任を行うことができる。債務者または債権者は主任官に対して、裁判所をこの目的で係属させるよう請求することができる。
- ③ 清算人は清算処理を行うと同時に、債権調査を場合により完了させ、債権者の順位を確定する。清算人は清算判決の前に管理人または債権者の代表者が提起した訴訟を進行し、債権者の代表者の権限に属する訴訟を提起することができる。
- ④ 清算人が清算を宣言した判決の適用として行う解雇は、労働法典 L. 321-7 条第2項、および L. 321-10条の規定に服する。

【参照条文】デクレ art.30, 119, 122,

第149条【清算人不適格者】企業主の、または法人の場合に理事の4親等以内の親族は、清算人に任命されることはできない。

【参照条文】旧法 L. art. 9.

第150条【清算人の通知義務】清算人は少なくとも3ヶ月ごとに、主任官および共和国検事に対して処理の進行について通知する義務を負う。

【参照条文】旧法 D. art.87.

デクレ art.120, 123.

第151条【清算人の振込義務】清算人がその職務の遂行に際して受け取った金銭は、直ちに預金供託金庫の口座に振り込まれる。振り込みが遅れた場合、清算人は自己が振り込まなかった金銭について、法定利息に5ポイント加算した利率と同じ利率の利息を支払わなければならない。

【参照条文】旧法 L. art. 81, D. art. 25.

デクレ art. 172, 173.

第152条【債務者の管理処分権剥奪】裁判上の清算を宣言する判決は、その言渡しの日から、債務者の財産について、および裁判上の清算が終結するまでに債務者がなんらかの名義で獲得した財産についても、債務者の管理処分権の剥奪を、当然にもたらす。債務者の財産関係に関する権利および訴権は、裁判上の清算のすべての期間を通じて清算人が行使する。

- ② しかしながら債務者は、自己が被害者となった重罪または軽罪の実行者の有責性を立証する目的で、民事賠償を求めずにその訴権を公訴の追行に限って私訴原告となることができる。

【参照条文】旧法 L. art. 15.

デクレ art. 121.

第153条【清算に必要な事業維持】公共の利益または債権者の利益から求められるときは、3ヶ月を越え得ない期間について、専ら裁判上の清算に必要な限りで、裁判所が事業の維持を許可することができる。第40条の規定はこの期間内に生じた債権に適用される。

- ② 企業の管理は、第36条の規定の例外として管理人がその職にとどまっている場合には管理人によって、または管理人がないときは清算人によって確保される。管理人または管理人がないときは清算人は、労働法典L. 321-7条第2項およびL. 321-10条の定める条件の下で、解雇を行う。
- ③ 管理人は、事業の継続に必要な金銭を有しない場合、主任官の許可を得て、それを清算人から交付させることができる。

【参照条文】旧法 L. art. 25.

デクレ art. 120.

## 第2章—積極財産の換価

第154条【不動産の売却】不動産の売却は不動産差押に関して規定された方式に従ってなされる。しかしながら、主任官は、監査委員の見解を取り纏めた後に、債務者および清算人を審尋し、または適式に呼び出して、最低売却価格および売却の重要な条件を定め、公示方法を決定する。

- ② 同じ条件の下で、主任官は、財産の構成、その場所、または受理した申込によって、より良い条件で随意譲渡が可能である場合、自己の定めた最低売却価格での随意競売により、もしくは自己の定めた条件および価格での合意により、売却を許可することができる。随意競売の場合、常に増価競売をすることができる。
- ③ 前二項の適用の下でなされる競売は抵当権の滌除をもたらす。
- ④ 清算人は、大審裁判所の下でなされている争訟の留保の下で、売却の収益金を分配し、債権者の順位を整理する。
- ⑤ 本条の適用の方法は規則により定める。

【参照条文】デクレ art.125-138.

第155条【一括売却】動産または不動産の積極財産の全部ないし一部を組成する生産設備は、一括売却の対象とすることができる。

- ② 清算人は買受申込を募集し、その申込を受理する期間を定める。あらゆる利害関係者は清算人にその申込を提出できる。
- ③ しかしながら、清算中の法人の理事も、その理事または企業主の2親等以内の親族も買受人になることはできない。
- ④ あらゆる申込は書面で行われ、第83条第1号から第5号までに定められた項目を含むものでなければならない。申込は裁判所書記課に提出され、そこであらゆる利害関係者が閲覧することができる。申込は主任官に伝達される。
- ⑤ 清算人は、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に諮問し、債務者および監査委員の見解を述べさせた後、最も相当と思われる、雇用および債権者への弁済の安定した確保を最良の条件で可能にすると思われる申込を選択する。譲渡は主任官により命じられる。
- ⑥ 譲渡代金の割当分は、代金の分配および優先権の行使のために、譲渡された財産の各々に指定される。

【参照条文】旧法 L, art. 88, 95.

デクレ art. 139.

第156条【動産の売却】主任官は企業のその他の財産について、債務者を審尋しまたは適式に呼び出し、監査委員の意見を取り纏めた後、公的競売または合意による売却を命じる。

- ② 主任官は、自己の定めた条件が遵守されていることを確認するために、随意売却案を自己に提出するよう請求することができる。

【参照条文】旧法 L, art. 81.

第157条【債務者の記録の売却】債務者の記録のあらゆる売却またはあらゆる破棄の前に、清算人はそれを記録保存について管轄する行政機関に通知する。この機関は先買権を有する。

第158条【仲裁・和解】清算人は、主任官の許可を得て、かつ債務者を審尋し、または適式に呼び出して、債権者の全体的な利益に関わるすべての争訟について、特に不動産の権利および訴権に関わる争訟について、仲裁契約を結び、和解することができる。

- ② 仲裁契約または和解の目的の価額が不特定、または裁判所の終審としての管轄訴額を越える場合、仲裁契約または和解は裁判所の認可に服する。

【参照条文】旧法 L, art. 82.

デクレ art. 124.

第159条【質物の請戻し】主任官の許可を得た清算人は、債務者が動産質権を設定した財産または留置されているものを、債務を弁済して請け戻すことができる。

- ② 請戻しがない場合、清算人は、裁判上の清算判決から6ヶ月以内に、主任官に対して、換価をなす許可を請求しなければならない。清算人は換価の15日前までにこの許可を債権者に送達する。

- ③ 動産質権者は、未だ承認されていない場合であっても、換価の前に裁判による自己取得を請求することができる。債権の全部ないし一部が拒絶された場合、質権者は財産またはその債権の承認された額を除いた価額を清算人に返還する。

- ④ 清算人による売却の場合、留置権は当然にその代金の上に代位する。動産質権保全のための登録がなされている場合、その登録は清算人の要求により抹消される。

【参照条文】旧法 L. art. 83.

デクレ art. 155.

### 第3章—債務の履行

#### 第1節—債権者の整理

【参照条文】デクレ art. 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151.

第160条【弁済期の到来】裁判上の清算を宣言する判決は、裁判上の更生の開始判決があった時点で弁済期が到来していなかった債権について弁済期を到来させる。

- ② 債権が裁判上の更生を宣言した地の通貨と異なる通貨で定められている場合、その債権は、判決当時の交換相場に従い、その地の通貨に換算される。

【参照条文】旧法 L. art. 37.

#### 第1小節—個別的追行権

第161条【担保権者の個別的追行権】特別の先取特権、質権または抵当権を有する債権者、および優先債権に関する場合の国庫は、債権届出のときから、未だ承認されていないときでも、裁判上の清算を宣言する判決から3ヶ月の期間内に清算人が担保の目的財産の清算に着手しなかった場合、個別的追行権を行使することができる。

- ② 不動産の売却の場合、第154条第1項および第4項の規定が適用される。

【参照条文】旧法 L. art. 80, 84.

デクレ art. 125.

#### 第2小節—裁判上の清算の収益金の分配

第162条【先取特権者・抵当権者に対する支払】1回ないし複数の金銭配当が不動産の

代金の分配に先立つ場合、承認された先取特権者および抵当権者はその全債権の割合をもって先の分配に参加する。

- ② 不動産の売却ならびに抵当権者および先取特権者の間の順位の最終的整理の後で、それらの者の内その債権の全額について不動産の代金分配を受けるべき順位となった者は、すでに受領した額を控除してでなければその抵当権の順位弁済額を受け取ることはできない。
- ③ このように控除された金額は無担保の債権者に与えられる。

【参照条文】旧法 L, art. 85.

**第163条【部分的に順位による弁済を受けた抵当権者】** 不動産の代金の配当について部分的に順位による弁済を受けた抵当権者の権利は、不動産の順位弁済の後にさらにその者に支払わなければならない額に従って整序される。その者が以前の配当において受け取った配当金で、順位弁済の後に計算される配当金との関係での超過部分は、抵当権の弁済順位の額から控除され、無担保の債権者に分配される金銭に入れられる。

【参照条文】旧法 L, art. 86.

**第164条【不動産の代金で満足を得なかった先取特権者・抵当権者】** 不動産の代金で満足を得なかった先取特権者または抵当権者は、その者になお支払わなければならない額について無担保の債権者とともに参加する。

【参照条文】旧法 L, art. 87

**第165条【特別の動産担保権を有する債権者】** 第159条第3項の留保の下で、第162条から第164条までの規定は特別の動産担保権を有する債権者に適用される。

**第166条【無担保債権者の比例弁済】** 裁判上の清算による費用・経費、企業主あるいは理事もしくはそれらの者の家族に対して与えられる扶助料、および優先債権者に支払われる金銭を除いた積極財産の価額は、承認された債権に按分比例して、全債権者に分配される。

- ② 承認がまだ終局的には裁判されていない債権に相当する部分、特に会社の理事

の報酬でそれについてまだ裁判されていないものは、留保される。

【参照条文】旧法 L, art. 89.

## 第2節 裁判上の清算処理の終結

第167条【終結決定】裁判所は以下の場合にはいつでも、職権によっても、債務者を審尋し、または適式に呼び出して、主任官の報告に基づき、裁判上の清算の終結を宣言することができる。

一 弁済期の到来した債務がもはや存在しない場合、または清算人が債権者に弁済するために十分な金銭を有している場合。

一 裁判上の清算処理の追行が積極財産の不足という理由で不可能となった場合。

【参照条文】旧法 L, art. 91, 93.

デクレ art. 152.

第168条【計算書の呈示】清算人は計算書の呈示を行う。清算人はこの呈示のときから5年間、手続の過程で自己に交付された文書について責任を負う。

【参照条文】旧法 L, art. 90, D, art. 89, 94.

デクレ art. 153.

第169条【積極財産不足による終結の効果】積極財産不足による裁判上の清算の終結判決は、債権が債務者の業務に関する事業と関係のない事実による刑事有罪判決から生じたものであるとき、または一身に専属する権利から生じたものであるときを除き、債権者に、債務者に対する訴権の個別的行使を回復させない。

② 債権者は、債権者に対する詐欺、個人破産、商事企業もしくは法人の指揮・監査の禁止または破産罪があった場合、あるいは債務者または債務者の理事であった法人が支払停止状態を申し立てられ、かつ手続が積極財産不足により終結したことがあった場合には、個別的訴求の権利を回復する。

③ 債権が承認され、その訴権の個別的行使を回復した債権者は、裁判所所長の命令により執行名義を得ることができる。

【参照条文】旧法 L, art. 90, 91.

デクレ art. 154.

第170条【清算手続の再開】裁判上の清算終結が積極財産不足のため決定され、積極財産が隠匿されていたことが明らかになった場合、あるいはより一般的に、企業主または会社の理事により詐欺がなされた場合、裁判上の清算手続は、あらゆる利害関係者の請求により、裁判所の特別に理由を付した裁判によって、処理費用に必要な資金が預金供託金庫に供託されたことの証明の上で、再開することができる。

【参照条文】旧法 L. art. 92.

## 第4編一不服申立方法

【参照条文】旧法 Ord. art. 40, 41, 42, 43, 44, 45, L. art. 103.

デクレ art. 155, 156, 158, 159, 160, 161, 162.

第171条【控除・破毀申立の許される裁判】以下の場合、控訴または破毀申立が許される。

1. 手続開始について裁判する判決に対して、債務者、追行債権者、ならびに主たる当事者として行動していなかった場合も含む検察官の側からの不服申立。
2. 裁判上の清算について裁判する判決および企業継続計画を確定または拒絶する判決に対して、債務者、管理人、債権者の代表者、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員、ならびに主たる当事者として行動していなかった場合も含む検察官の側からの不服申立。
3. 企業継続計画を変更する判決に対して、債務者、計画実施監査人、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員、ならびに主たる当事者として行動していなかった場合も含む検察官の側からの不服申立。

【参照条文】デクレ art. 11, 161.

第172条【第三者による判決取消の訴えが許されない場合】継続計画を確定する判決には第三者による判決取消の訴えが許されない。

第173条【不服申立が許されない場合】以下の場合、故障申立、第三者による判決取消の訴え、控訴および破毀申立はいずれも許されない。

1. 主任官の任命または解任に関する判決。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

2. 財産取戻権について裁判した場合を除き、裁判所が主任官によりその権限の限度内で下された命令に対して申し立てられた不服申立について裁判する判決。

第174条【共和国検事その他の者の不服申立】以下の場合、主たる当事者として行動していなかった場合も含む共和国検事の側からの控訴のみが許される。

1. 管理人、債権者の代表者、清算人、監査委員、あるいは鑑定人の、任命または解任に関する判決。
2. 準備期間の期間について、事業の継続または停止について、あるいは第42条に定められた経営貸借の許可について裁判する判決。
  - ② 企業譲渡計画を確定または拒絶する判決は、主たる当事者として行動していなかった場合も含む共和国検事、あるいは、譲受人または第86条に規定された契約相手方の側からの控訴のみが許されるが、譲受人は、第62条に違反して、計画の準備段階で自己の署名した約定以外の責務を課されている場合に限り、譲渡計画を確定する判決に控訴を提起することができ、また、第86条に規定された契約相手方は、判決のうち契約の譲渡をもたらす部分についてのみ控訴を提起することができる。
  - ③ 譲渡計画を変更する判決に対しては、主たる当事者として行動していなかった場合も含む共和国検事、あるいは前項に規定された限度での譲受人の側からの控訴のみが許される。

【参照条文】デクレ art.157,161

第175条【前条による判決の特則】しかしながら、第174条の適用により下された判決または控訴院の判決に対しては、第三者による判決取消の訴えも破毀申立も許されない。

第176条【検察官に対する伝達と破毀申立】検察官が裁判上の更生手続および会社理事の責任に関する事由について伝達を得なければならない場合において、その伝達がなされなかったことについての破毀申立は検察官にのみ許される。

第177条【差戻し・仮執行停止と準備期間】判決を取消して事件を裁判所に差戻す場合、控訴院は新たな準備期間を開始することができる。この期間は、最長存続期間を

3ヶ月とし、本法第2編に定められた簡易手続の適用があった場合1ヶ月を差し引かれる。

- ② 裁判上の清算について裁判する判決、あるいは継続または譲渡計画を確定または拒絶する判決に対する控訴において仮執行が停止された場合、準備期間は控訴院の判決まで延長される。

【参照条文】デクレ art.155.

## 第5編—法人およびその理事に対する特則

第178条【法人の無限連帯社員に対する手続の拡張】法人の裁判上の更生を開始する判決は、その法人の構成員または社員で会社の債務の無限連帯責任を負う者に対してもその効果がおよぶ。裁判所は裁判上の更生手続をそれらの者の各々に対して開始する。

【参照条文】旧法 L, art.97.

第179条【適用範囲】裁判上の更生手続が経済的事業を営む私法上の法人に対して開始された場合、本編の以下の規定は、自然人または法人たる理事、ならびにその法人たる理事を常任で代表する自然人に適用される。

【参照条文】旧法 L, art.98.

第180条【債務填補訴権】法人の裁判上の更生または裁判上の清算により積極財産の不足が明らかになったとき、裁判所は、この積極財産不足に運営上の過失が寄与した場合、法人の債務の全部ないし一部が、法律上または事実上の、有償または無償の理事の全員ないしその一部により、連帯してあるいは連帯しないで、填補さるべきことを決定することができる。

- ② この訴権は、更生計画を確定する判決から、またはその判決がないときは裁判上の清算を宣言する判決から3年で時効にかかる。
- ③ 第1項の適用の下で理事が払い込んだ金銭は、債務者の財産に組み入れられ、企業継続の場合は、計画の定めた債務履行の方法に従って充当される。清算の場合、この金銭は全債権者に按分比例で分配される。

【参照条文】旧法 L, art.99.

デクレ art.163, 164, 165, 167,

**第181条【債務を支払わない理事に対する更生手続の拡張】** 裁判所は、法人の債務の全部ないし一部を負担せられ、この債務を支払わない理事に対して、裁判上の更生手続を開始することができる。

【参照条文】旧法 L, art.100,

デクレ art.163, 164, 165, 167.

**第182条【理事に対する更生手続の拡張】** 法人の裁判上の更生の場合、裁判所は以下の事実の一つが指摘されうるすべての、法律上または事実上の、有償または無償の理事に対して、裁判上の更生手続を開始することができる。

1号 法人の財産を自己自身のものとして処分したこと。

2号 自己の陰謀を隠す法人の衣の下で、個人的利益において商行為を行ったこと。

3号 法人の財産または信用を、法人の利益に反し、個人的目的のため、あるいは自己が直接または間接に利害を有する他の法人または企業を利するために使用したこと。

4号 個人的利益において、法人の支払停止しかもたらし得ないような赤字経営を、濫用的に追行したこと。

5号 虚偽の会計を行い、または法人の会計文書を棄滅させ、あるいは法定の規則に則った会計を行うことを怠ったこと。

6号 法人の積極財産の全部ないし一部を流用または隠匿し、あるいは法人の債務を詐欺的に増やしたこと。

② 本条の適用の下で宣言された裁判上の更生手続の場合、その債務には個人の債務の他に法人の債務も含める。

③ 支払停止の日付は法人の裁判上の更生手続開始判決によって定められた日付とする。

④ この訴権は、企業の更生計画を確定する判決またはその判決がないときは裁判上の清算を宣言する判決から3年で時効にかかる。

【参照条文】旧法 L, art.101,

デクレ art.163, 164, 165, 166, 167.

第183条【係属】第180条から第182条までに定められた場合において、裁判所は職権で係属し、あるいは管理人、債権者の代表者、計画実施監査人、清算人、または共和国検事によって係属させられる。

第184条【裁判所による調査】第180条から第182条までの規定の適用のため、裁判所は職権で、あるいは第183条に規定された者のいずれかの請求により、主任官または主任官がないときは指名された裁判所の構成員に対して、あらゆる反対の法規定に関わらず、官庁、公共機関、社会保険、社会保障機関、および金融機関から、自然人または法人たる理事ならびに第179条に規定された法人たる理事を常任で代表する自然人の財産状況についてのあらゆる文書または情報の伝達を得る責務を負わせることができる。

## 第 6 編—個人破産およびその他の禁止措置

第185条【適用範囲】裁判上の更生手続が開始された場合、以下の者に対して本編の規定が適用される。

- 1号 商人または職人たる自然人。
- 2号 経済的事業を営む法人の、法律上または事実上の理事たる自然人。
- 3号 上記第2号に規定した法人の理事たる法人を常任で代表する自然人。

【参照条文】旧法 L, art.104.

デクレ art.155, 156.

第186条【効果】個人破産は、商事または職人層のあらゆる企業および経済的事業を営むあらゆる法人を、直接または間接に指揮し、経営し、管理し、監査することの禁止をもたらす。

- ② 個人破産はまた、1968年1月1日以前に与えられていた意味における破産の状態を届け出られた者に適用される禁止および資格剥奪をもたらす。

【参照条文】旧法 L, art.105.

第187条【倒産者に対する個人破産事由】裁判所は手続中いつでも、以下の事実の一つが指摘されたあらゆる商人たる自然人またはあらゆる職人に対して、個人破産を

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

宣言することができる。

- 1 支払停止しかもたらし得ないような赤字経営を濫用的に追行したこと。
- 2 法律の規定に従った会計を行うことを怠り、または会計文書の全部または一部を棄滅させたこと。
- 3 積極財産の全部ないし一部を流用または隠匿し、または債務を詐害的に増やしたこと。

【参照条文】旧法 L. art. 106, 107,

デクレ art. 168, 169.

**第188条【理事に対する個人破産事由】** 裁判所は手続中いつでも、法人の法律上または事実上の、有償または無償のあらゆる理事で、第182条に規定した行為の一つを犯した者に対して、個人破産を宣言することができる。

【参照条文】デクレ art. 168, 169.

**第189条【倒産者と理事に共通の個人破産事由】** 裁判所は手続中いつでも、第185条に規定されたあらゆる者のうち以下の事実の一つを指摘された者に対して、個人破産を宣言することができる。

1. 法律の定めた禁止に反して、職人層または商事の事業を、あるいは法人の指揮または管理の職務を遂行したこと。
2. 裁判上の更生手続の開始を回避するまたは遅らせる意図で、相場より低額で転売するための買入れをなし、または資金を手に入れるための不経済な手段を用いたこと。
3. 企業または法人の状況に照らして、締結当時あまりに重要すぎると判断されるような約定に、対価を得ないで他人の計算のために署名したこと。
4. 支払停止の後、それを十分承知しながら、他の債権者を害してある債権者に弁済し、または弁済させたこと。
5. 支払停止状態の届出を15日以内になすことを怠ったこと。

【参照条文】旧法 L. art. 107, 108,

デクレ art. 168, 169.

**第190条【債務を支払わない理事の個人破産】** 裁判所は、法人の理事が自分に負担させ

られた法人の債務の支払をしなかった場合、その理事に対して個人破産を宣言することができる。

【参照条文】旧法 L, art.109,

デクレ art.168, 169.

**第191条【係属】**第187条から第190条までに定められた場合において、裁判所は職権により係属し、あるいは管理人、債権者の代表者、清算人または共和国検事により係属させられる。

【参照条文】デクレ art.168, 169,

**第192条【個人破産に代わる禁止措置】**第189条および第190条に定められた場合において、裁判所は個人破産の代わりにあらゆる商事および職人層の企業、ならびにあらゆる法人を直接または間接に指揮し、経営し、管理し、または監査することの禁止を宣言することができる。

【参照条文】旧法 L, art.108, 109,

デクレ art.169, 170.

**第193条【理事の社員権への措置】**個人破産または第192条に定められた禁止を受けた理事の議決権は、裁判上の更生手続に服する法人の総会において、管理人、清算人または計画実施監査人の申請に基づき、この目的で裁判所で指名した受託者によって行使される。

- ② 裁判所はこの理事または理事のある者に対して、法人におけるその者の株式または会社持分を譲渡するよう命じ、あるいは、必要があれば鑑定の際に裁判上の受託者の処理による強制譲渡を命じることができ、その売却の収益金は、理事が債務を負担させられていた場合において、会社の債務の一部の弁済に充当される。

【参照条文】旧法 L, art.111,

デクレ art.52

**第194条【公職遂行の不能】**個人破産または第192条に定められた禁止を宣言する判決は、選挙による公職の遂行の不能をもたらす。この不能はまた裁判上の清算が宣言されたあらゆる自然人に対しても適用される。この不能は、管轄する当局によりそ

の該当事者に対してなされた送達の時から当然に効果を生じる。

【参照条文】旧法 Ord. art. 39, L. art. 110.

第195条【存続期間・解放と復権】裁判所が個人破産または第192条に定められた禁止を宣言した場合、裁判所はこの措置の存続期間を定め、その存続期間は5年を下回ってはならない。裁判所はこの判決の仮執行を命じることができる。資格剥奪、禁止および選挙による公職の遂行不能は、定められた期間をもって判決の言渡しがなされることなしに当然に終了する。

- ② 裁判上の清算判決に伴う選挙による公職の遂行不能の存続期間は5年とする。
- ③ 債務の消滅による終結判決は、企業主または法人の理事にあらゆる権利を回復させる。その判決は、それらの者をあらゆる資格剥奪・禁止から、および選挙による公職の遂行不能から免除し、または解放する。
- ④ あらゆる場合において、該当事者は、その者が債務の弁済に十分な貢献をなしたときは、裁判所に対して、資格剥奪・禁止および選挙による公職の遂行不能からの全部ないし一部の解放を請求することができる。
- ⑤ 資格剥奪・禁止および不能からの全部の解放があった場合、裁判所の判決は復権をもたらす。

【参照条文】旧法 Ord. art. 39, L. art. 110, 113, 114, 116, 117.

デクレ art. 170, 171.

## 第7編一破産罪その他の犯罪

### 第1章一破産罪

第196条【適用範囲】本章の規定は以下の者に適用される。

1. あらゆる商人またはあらゆる職人。
2. 経済的事業を営む私法上の法人を、直接または間接に、法律上または事実上、指揮し、または清算したあらゆる者。
3. 上記2. で規定した法人の理事たる法人を常任で代表する自然人。

【参照条文】旧法 L. art. 130, 134, 135.

第197条【破産罪の構成要件】裁判上の更生手続の開始の場合、第196条に規定された者

で、以下の事実の一つが指摘された者は破産罪として有罪である。

1. 裁判上の更生手続の開始を回避または遅らせる意図で、相場より低額で転売するための買入れをなし、あるいは資金を手に入れるために不経済な手段を用いたこと。
2. 債務者の積極財産の全部ないし一部を流用または隠匿したこと。
3. 債務者の債務を詐害的に増やしたこと。
4. 虚偽の会計を行い、企業または法人の会計文書を棄滅させ、あるいは会計をすべて行うことを怠ったこと。

【参照条文】旧法 Ord. art.46, L. art.127, 128, 129, 131, 133.

第198条【刑法典の改正】刑法典第402条を以下のように定める。

《第402条—破産罪として有罪とみとめられた者は、3ヶ月以上5年以下の拘禁および10,000フラン以上200,000フラン以下の罰金、またはこの二つの刑のいずれかのみに処せられる。

《② さらに、第42条に規定した権利の剥奪を、それらの者に対して宣言することができる。》

第199条【同前】刑法典第403条を以下のように定める。

《第403条—破産罪の共犯者は、たとえその者が商人または職人の資格を有せず、あるいは経済的事業を営む私法上の法人を、直接または間接に、法律上または事実上、指揮していなかった場合であっても、前条に定めた刑を受ける。》

第200条【同前】刑法典第404条を以下のように定める。

《第404条—破産罪または破産罪の共犯として有罪と認められた株式仲買人は2年以上7年以下の拘禁および20,000フラン以上300,000フラン以下の罰金、またはこの二つの刑のいずれかのみ処せられる。

《② さらに、本法典第42条に規定した権利の禁止をこれらの者に対して宣言することができる。》

【参照条文】旧法 L. art.152.

第201条【個人破産・禁止の宣言】第196条に規定された者の一人を破産罪として有罪と

## 1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

認めた刑事裁判所は、さらに、その者に個人破産または第192条で定めた禁止を宣言することができる。

- ② 刑事裁判所および民事または商事裁判所が、ある者に対して、同一の事実に基づき個人破産または第192条で定めた禁止を終局判決で宣言した場合、刑事裁判所の命じた措置のみが執行される。

【参照条文】旧法 L, art.126.

第202条【刑法典の改正】刑法典第55—1条に以下のように定めた項が追加される。

《請求が、企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第201条の適用により宣言された資格剥奪、禁止、または不能に関わる場合、裁判所は該当者が債務者の債務の弁済に十分な貢献をなしたときに限って、その解放に同意することができる。》

## 第2章—その他の犯罪

第203条【準備期間・計画実施期間中の違反行為】以下の者は、3ヶ月以上2年以下の拘禁および10,000フラン以上200,000フラン以下の罰金またはこの二つの刑のいずれかのみ処せられる。

1. 準備期間中、第33条に定めた許可を得ないで、抵当権または質権設定に同意し、処分行為をなし、あるいは手続開始判決より前に生じた債務を全部ないし一部支払った、あらゆる商人、あらゆる職人、あるいは法人の法律上または事実上の、有償または無償のあらゆる理事。
2. 継続計画で定めた債務整理方法に違反した弁済をなし、または第70条に定められた許可を得ないで処分行為をなした、あらゆる商人、あらゆる職人あるいは法人の法律上または事実上の、有償または無償のあらゆる理事。
3. 準備期間中または継続計画の実施の期間中に、上記1. および2. に規定した行為の一つを債務者の状況を知りつつ、債務者と行い、あるいは違反した弁済を受けたあらゆる者。

【参照条文】旧法 Ord, art.47.

第204条【第三者による犯罪】以下の者は刑法典第402条から第404条までに定める刑に

処せられる。

1. 第196条に規定した者の利益において、その者の動産または不動産の財産の全部ないし一部を詐取、秘匿、または隠匿した者、但し刑法典第60条の適用を妨げない。
2. 裁判上の更生手続において、自己の名で、または他人を介在させて、仮装の債権を詐害的に届け出た者。
3. 他人の名で、または仮装の名で商事または職人層の事業を営み、第209条に定める事実の一つについて有罪とされた者。

【参照条文】旧法 L, art. 143.

**第205条【債務者の親族による犯罪】**第196条に規定された者の配偶者、尊属、卑属、傍系親族または姻族で、裁判上の更生手続に服する債務者の積極財産に属するものを流用、横領または秘匿した者は、刑法典第406条第1項に定める刑に処せられる。

【参照条文】旧法 L, art. 144.

**第206条【隠匿財産の返還と損害賠償】**前数条に定めた場合において、係属した裁判所は、たとえ無罪となったときでも、以下のことについて裁判する。

1. 職権により、詐害的に取り上げられたあらゆる財産、権利または訴権を債務者の財産関係に返還することについて。
2. 請求された損害賠償について。

【参照条文】旧法 L, art. 145.

**第207条** (1985年1月18日の憲法院の裁判により憲法に適合しないと宣言され、削除。)

**第208条【債権者による犯罪】**裁判上の更生手続を開始する判決の後に、債務者の負担で特別の利益をもたらす合意をなした債権者は、刑法典第406条第1項に定める刑に処せられる。

【参照条文】旧法 L, art. 147, 148.

**第209条【法人代表者による個人財産の隠匿】**第196条の2. および3. に規定された者で、裁判上の更生の開始判決を受けた法人の追求あるいは法人の社員または債権者の追求から自己の財産の全部ないし一部を免れさせるために、それらの財産の

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

全部ないし一部を悪意で流用もしくは隠匿し、または流用もしくは隠匿しようとした者、あるいはそれらの者の負っていない金銭を負債として詐害的に認められた者は、刑法典第402条から第404条までに定める刑に処せられる。

【参照条文】旧法 L, art.132.

### 第3章—手続規則

第210条【公訴時効の起算点】本編第1章第2章の規定の適用について、罪となる事実が裁判上の更生手続の開始を宣言する判決の日より以前に現れた場合、公訴時効はその日からでなければ起算されない。

第211条【刑事裁判所の係属】刑事裁判所は、検察官の訴追に基づき、または管理人、債権者の代表者、被用者の代表者、計画実施監査人、もしくは清算人の私訴原告となることにより係属する。

【参照条文】旧法 L, art.136.

第212条【検察官による文書収集】検察官は、管理人または清算人に対して、それらの者の保持するあらゆる証書および文書の交付を求めることができる。

【参照条文】旧法 L, art.138.

第213条【訴追費用の負担】管理人、債権者の代表者、被用者の代表者、計画実施監査人または清算人により提起された訴追の費用は、それが無罪となった場合、国庫により負担される。

② 有罪となった場合、国庫は、裁判上の清算処理が終結した後でなければ債務者に対する求償権を行使することができない。

【参照条文】旧法 L, art.140, 141, 142.

第214条【有罪判決の公示】本編の適用により下された有罪の判決または控訴院判決は、有罪者の費用で公示される。

【参照条文】旧法 L, art.149.

## 第 8 編—雑則

第215条【訴訟費用の前貸】債務者の処分可能な財産が以下のものを直ちに満たすことができない場合、国庫は、主任官または裁判所所長の命令により、その費用および追加費用を、それに関する送達および公示の費用も含めて、前貸する。

一裁判上の更生手続の中でなされ、債権者または債務者の集团的利益において下される裁判について。

一債務者の財産関係を保全または復元するため、あるいは債権者の集团的利益においてなされる訴権の行使について。

一第187条から第190条までに定めた訴権の行使について。

② 国庫は、裁判所所長の命令により、計画廃止および変更の訴権の行使についてもまた、その費用および追加費用を、それに付随する送達および公示の費用も含めて、前貸する。

③ この規定は、上に定めたすべての裁判の控訴または破毀の手続についても適用される。

④ この前貸金の返還について、国庫は裁判上の費用の先取特権によって担保される。

【参照条文】旧法 L, art.94.

第216条【禁止措置等の違反の罰則】何人も本法第186条、第192条および第194条に定められた禁止、資格剥奪または不能に違反して業務に関する事業または職務を遂行した者は、6ヶ月以上2年以下の拘禁および10,000フラン以上2,500,000フラン以下の罰金、あるいはこの二つの刑のいずれかのみ処せられる。

第217条【民法典の改正】民法典第1188条を以下のように定める。

《第1188条—債務者は、契約により債権者に与えた担保を自らの行為により減少させた場合、期限の利益を主張することができない。》

第218条【民法典の規定の調整】民法典第184—7条第7号は削除され、第8号が第7号となる。

第219条【刑事訴訟法典の改正】刑事訴訟法典第768条、第775条および第776条は次のように修正される。

I. 一第768条第5号を以下のように定める。

《5号 裁判上の更生において、自然人に対する裁判上の清算、個人破産、または企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第192条に定められた禁止を宣言する判決。》

II. 一第775条第7号を以下の規定に置き換える。

《7号 裁判上の更生手続において、個人破産または上記1985年1月25日法律98号第192条に定められた禁止を宣言する判決で、債務消滅を理由とする終結判決または復権もしくはその有責判決確定日から5年の期間の満了により、その措置が消滅した場合、ならびに、自然人に対して裁判上の清算を宣言する判決で、その判決の確定日から5年の期間の満了または債務消滅を理由とする終結判決の言渡しがあつた場合。》

《しかしながら、個人破産または禁止の存続期間が5年を越えるときは、その措置に関する有責判決はその期間の間第2号票に記載が残される。》

III. 一第776条第2号を以下のように定める。

《2号 年度徴募兵および海軍軍籍登録による徴募兵のためおよび兵役志願しようとする青年のため軍当局に対して、ならびに選挙権の行使についておよび上記1985年1月25日法律98号第194条に定められた選挙による公職の遂行不能の存在について異議がある場合、管轄する公官庁に対して。》

【参照条文】旧法 L, art.153, 154.

第220条【選挙法典の改正】選挙法典L, 5条第5号およびL, 202条を以下のように定める。

I. 一《L, 5条—5号 個人破産を宣言され、あるいは外国で下されたがフランスにおいて執行される判決によりその破産を宣言された者。》

II. 一《L, 202条—企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第194条に従い、裁判上の清算、個人破産、または上記法律192条に定められた経営禁止を宣言された自然人は、被選資格がない。》

第221条【保険法典の改正】保険法典L, 113—6条、L, 132—14条、L, 132—17条、

L. 326-1条、L. 326-6条、L. 326-11条、L. 328-5条およびL. 328-13条は、次のように修正される。

- I. -L. 113-6条は以下の規定に置き換えられる。
- 《L. 113-6条—保険は被保険者の裁判上の更生の場合でも存続する。しかしながら場合により管理人、主任官の許可を得た債務者、または清算人、および保険者は、その日から3ヶ月の期間の間契約を解約する権利を保持する。保険料のうち保険者がもはや危険を引き受けない期間に関する部分は債務者に返還される。》
- 《② 保険者の裁判上の更生の場合、契約はL. 327-4条の規定の留保の下で、開始判決の1ヶ月後に終了する。被保険者は保険がもはや存続しない期間について支払った保険料の返還を求めることができる。》
- II. -L. 132-14条において、《あるいは1967年7月13日法律563号第29条および第31条》という文言は《あるいは企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第107条および第108条》という文言に置き換えられる。
- III. -L. 132-17条において、《1967年7月13日法律563号第56条および第58条》という文言は《上記1985年1月25日法律98号第112条および第114条》という文言に置き換えられる。
- IV. -L. 326-1条を以下のように定める。
- 《L. 326-1条—上記1985年1月25日法律98号に定められた裁判上の更生は、本巻の規定に服する企業に対しては、経済・金融大臣の申請に基づいてでなければ開始され得ず、裁判所はまた経済・金融大臣の同意意見の後でこの手続の開始請求について職権で係属し、または共和国検事によって係属させられる。》
- 《② 裁判所所長は、企業危機の予防と和解的整理に関する1984年3月1日法律148号により定められた和解的整理の開始請求について、上に掲げた企業に対しては経済・金融大臣の同意意見の後でなければ係属することができない。》
- V. -L. 326-6条において、《1967年7月13日法律563号第106条から第109条までに》という文言は、《上記1985年1月25日法律98号第188条および第189条に》という文言に置き換えられる。
- VI. -L. 326-11条第2項を以下のように定める。
- 《この清算の終結後、上記1985年1月25日法律98号に定められた条件の下で裁判上の清算の処理が追行され得る。》
- VII. -L. 328-5条を以下のように定める。

〈L. 328-5条-上記1985年1月25日法律98号第211条により管理人または清算人に与えられた訴権は同法第212条の規定に従わなければならない清算人が行使する。〉

VIII. -L. 328-13条を以下のように定める。

〈L. 328-13条-L. 326-2条に定められた条件の下でなされる清算の場合、以下の規定が適用される。

〈1号 行政上の免許の全部の取消の結果解散させられる企業の金融状況において清算中の整理すべき債務との関係で積極財産の不足が明らかであるとき、裁判所は、この積極財産不足に運営上の過失が寄与している場合に、清算人の請求によりまたは職権にても、企業の債務の全部ないし一部を連帯してまたは連帯しないで、法律上または事実上の、有償または無償の理事全員が、またはそのうちの一部の者が引き受けるべきことを決定することができる。

〈この訴権は、清算人の第4番目の半年期報告書の書記課への提出から3年で時効にかかる。

〈2号 上記1985年1月25日法律98号第188条および第189条に規定された陰謀について有責となった理事は同法第6編に定められた制裁の対象とされることができ、同法第195条に定められた条件の下で資格剥奪および禁止から解放されることができ。〉

第222条【労働法典の改正】労働法典 L. 321-7条2項を以下のように定める。

〈裁判上の更生の場合、管理人または管理人がないときは場合により使用者もしくは清算人は、上記1985年1月25日法律98号第45条、第63条、第148条および第153条に定められた条件の下で経済的理由による解雇を行う前に、管轄行政機関に通知および諮問をしなければならない。行政機関はその意見を知らせるため、解雇案送付の日から10日の期間を有する。応答がその期間内になされない場合、意見が得られたものと見なす。〉

【参照条文】デクレ art.183.

第223条【同前】労働法典 L. 321-10条を以下のように定める。

〈L. 321-10条-裁判上の更生の場合、経済的理由による解雇を予定する管理人または管理人がないときは場合により使用者もしくは清算人は、L. 321-3条、L.

321-4条、L. 422-1条第5項および第6項、およびL. 432-1条第3項に定められた条件の下で、企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員に集会を持たせ、諮問をしなければならない。》

第224条【同前】労働法典L. 321-11条第5項は以下の規定に置き換えられる。

《L. 321-7条第2項およびL. 321-10条に定められた規定を遵守しない使用者、管理人または清算人は、同様の刑に処せられ得る。》

第225条【同前】労働法典L. 432-1条第4項の後に、以下のように定める項が追加される。

《企業委員会はまた、支払停止のあらゆる届出の前に、および企業が裁判上の更生手続の対象となっている場合には、事業の継続に関するあらゆる裁判の前に、ならびに上記1985年1月25日法律98号第20条、第25条および第89条に定められた条件の下での企業更生計画案作成の際に、通知と諮問を受ける。同法第226条の規定に従い委員会が指名した一人ないし複数の者は、同法第6条、第23条、第36条、第61条、および第68条に定められた条件の下で管轄する裁判所により審尋される。》

第226条【企業委員会等の指名権】本法適用のため、企業委員会の構成員または従業員代表委員は、それらの者の間で、不服申立方法をそれらの名において行使する権限を付与された者を指名する。

第227条【労働法典の改正】労働法典L. 421-18条、L. 425-1条およびL. 436-1条は以下のように定めた最終項が追加される。

《裁判上の更生の場合、前数項に規定された被用者のあらゆる解雇は本条の定めた手続に服する。》

第228条【被用者の代表者に対する解雇手続】第10条および第139条に規定された被用者の代表者に対して、場合により管理人、使用者または清算人が予定するあらゆる解雇は、企業委員会に義務的に付託され、企業委員会は解雇案について意見を与える。

② 解雇は事業所の属する労働監督官の許可に基づいてでなければなされ得ない。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

事業所に企業委員会がないときは、労働監督官が直接係属させられる。

- ③ しかしながら、重大な過失がある場合、場合により管理人、使用者または清算人は、最終決定を待つ間、該当者の即時職務停止を宣言する権能を有する。解雇が拒絶された場合は、職務停止は失効し、その結果は当然に廃止される。
- ④ 第44条の定める任務の遂行について被用者の代表者のために定められた保護は、労働法典 L. 143-11-4 条に規定された組織により債権者の代表者へ払い込まれる金銭のすべてが、同法典 L. 143-11-7 条第10項適用の下でその組織によって被用者に交付されたときに終了する。
- ⑤ 被用者の代表者が企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員の職務を第139条の適用の下で遂行する場合、その保護は、裁判上の更生手続により定められた審問または諮問の最後のものが終わったときに終了する。

【参照条文】デクレ art.17.

第229条【1953年9月30日デクレの改正】商事、工業、職人層の使用のための不動産または家屋の賃貸借の更新に関して賃貸人と賃借人との関係を規律する1953年9月30日デクレ960号第1条は、その末尾に以下の項が追加される。

《営業財産および職人の資産の経営賃貸借に関する1956年3月20日法律277号の適用の下で、財産が経営賃貸借の形式により経営される場合であっても、財産所有者は、商業・会社登録簿または職人名簿への登録を証明する必要なく本デクレの規定を享受する。》

第230条【会社法の改正】商事会社における1966年7月24日法律537号第22条(第1項)、第33条、第54条、第67条の2(第1項)、第68条(第5項)、第114条、第150条、第199条、第241条(第5項)、第248条、第249条(第2項)、第331条から第337条まで、および第473条(第4号)は、以下のように修正される。

I. 一第22条第1項を以下のように定める。

《裁判上の清算判決、あるいは全部譲渡計画、商事職遂行禁止措置または不能措置を確定する判決が社員の一人に対して言渡された場合、会社は、その継続が定款により定められていない限り、または他の社員が全員一致でこれを決議しない限り解散する。》

II. 一第33条を以下のように定める。

《第33条—無限責任社員の一人の裁判上の更生の場合、あるいは商事職遂行禁止または不能が無限責任社員の一人に対して適用された場合、会社は、他に一人ないし複数の無限責任社員が存在しているときに会社の継続が定款により定められていない限り、または社員が全員一致でこれを決議しない限り、解散する。継続の場合、第22条第2項の規定が適用される。》

III. 一第54条、第114条、第150条、第248条および第249条第2項を以下のように定める。

《企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号の適用の下で、裁判上の更生手続が開始した場合、その法令に規定された者は、会社債務につき責任を負わされることがあり、同法令に定められた条件の下で、禁止および資格剥奪に服する。》

IV. 一第67条の2第1項は以下の規定に置き換えられる。

《有限会社は、裁判上の清算判決、個人破産、上記1985年1月25日法律98号第192条に定められた経営禁止、または不能措置が社員の一人に対して宣言された場合に、解散しない。》

V. 一第68条第5項および第241条第5項を以下のように定める。

《本条の規定は裁判上の更生中の会社に適用されない。》

VI. 一第199条を以下のように定める。

《第199条—裁判上の更生手続が転換社債を発行している会社に対して開始された場合、その社債の株式への転換のため定められた期間は継続計画を確定する判決のときから開始され、転換は、計画の定める条件の下で各社債権者が任意に行うことができる。》

VII. 一第331条を以下のように定める。

《第331条—会社の裁判上の更生の場合、社債権者の集団の代表者はその集団の名において行動する権限を付与される。》

VIII. 一第332条を以下のように定める。

《第332条—集団の代表者は、その集団の総社債権者のために、流通している社債の元本額に弁済期が到来し未払の利札で債権者の代表者が明細計算を行った見積額を加えた額を、会社の裁判上の更生の負債の部に届け出る。集団の代表者はその届出のために委任者の証書を提供することを要しない。》

IX. 一第333条を以下のように定める。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

《第333条—社債権者の集団の代表者による届出がない場合、債権者の代表者の請求に基づく裁判によって、裁判上の更生処理における集団の代表の確保およびその債権届出の責務を負った受託者が指名される。》

X. 一第334条を廃止する。

X I. 一第335条を以下のように定める。

《第335条—集団の代表者は、上記1985年1月25日法律98号第24条の適用の下で提案される社債整理の方法について、債権者の代表者から諮問される。集団の代表者は、このために招集された社債権者の通常総会により決められた限度で同意を与える。》

X II. 一第336条を以下のように定める。

《第336条—会社の裁判上の更生手続中に社債権者の代表にかかる費用は会社が負担し、裁判上の管理の費用と見なされる。》

X III. 一第337条を以下のように定める。

《第337条—会社の裁判上の更生は社債権者の総会の活動と役割を終了させない。》

X IV. 一第473条第4号を廃止する。

【参照条文】旧法 L, art. 157.

第231条【1983年1月3日法律の改正】 I. 一投資促進および貯蓄保護についての1983年1月3日法律1号第30条第1項において、《裁判上の整理または財産の清算》という文言は《裁判上の更生》という文言に置き換えられる。

II. 一同法第30条第2項を以下のように定める。

《登録が不足している場合、名義人はその権利の補足のために債権者の代表者に届出をなす。》

第232条【1957年3月11日法律の改正】 文芸および美術の財産についての1957年3月11日法律298号第61条を以下のように定める。

《第61条—出版者の裁判上の更生は契約の解除をもたらさない。》

《② 企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第31条以下の適用により事業が継続される場合、出版者の作者に対するあらゆる義務が尊重されなければならない。》

《③ 上記1985年1月25日法律98号第81条以下の適用による出版企業の譲渡の場合、》

買受入は譲渡人の義務を課せられる。

- 《④ 企業の事業が3ヶ月以上前に停止した場合、または裁判上の清算が宣言された場合、作者は契約の解約を請求できる。
- 《⑤ 清算人は、作成された複製の売却による譲渡についても、上記1985年1月25日法律98号第155条および第156条に定められた条件の下での換価についても、その意図を受領通知請求付書留書簡により作者へ通告してから15日後でなければ、行うことができない。
- 《⑥ 作者はその複製の全部または一部について先買権を有する。合意に達しない場合、買戻価格は鑑定人の意見により定められる。》

第233条【他の法規定の文言の調整】《財産の清算》という文言または《裁判上の整理または財産の清算》という文言が記載されている法文のあらゆる規定において、その文言は《裁判上の更生》という文言に置き換えられる。

- ② コンセイク・データのデクレにより、債務履行の集団的手続に関して適用される旧規定に対して他の法文がしている引用を本法の規定へ適合させ、その引用の対象がなくなった規定を削除する。

第234条【1924年6月1日法律の改正】オー・ラン県、バ・ラン県およびモーゼル県へのフランス商事法の導入をもたらす1924年6月1日法律第22条、第23条および第24条を以下のように定める。

《第22条—企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号は、オー・ラン県、バ・ラン県およびモーゼル県に住所を有する自然人ならびにその相続人に対して、それらの者が商人または職人でなくとも、明白な支払不能状態にあるときには、適用される。

《② 個人破産から生じる資格剥奪および禁止は、それらの者に適用されない。

《第23条—裁判上の更生および個人破産に関して、大審裁判所またはその裁判所の商事部があるときは商事部が、法律により商事裁判所に与えられている職務を遂行する。しかしながら、主任官の職務は、大審裁判所の主座裁判官または債務者の住所地の小審裁判所の職務を担当する裁判官によっても遂行されることができる。

《第24条—裁判上の更生に関する裁判費用についての課税基礎および数額確定は、地方方法の規定に従って暫定的に規律される。》

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (2)

【参照条文】旧法 Ord. art. 51, L. art. 162,

デクレ art. 176, 177, 178,

第235条【1984年3月1日法律の改正】I. 一 上記1984年3月1日法律148号第58条を以下のよう

に定める。  
《第58条一国の公施設法人、海事総合会社および航空機モーター研究製造国有会社における会計監査役の指名について、第30条が定める規則の例外規定は廃止される。》

II. 一 上記1984年3月1日法律148号第44条により修正された労働法典L. 434-6条第1項において、《第10項》という文言は《第14項》という文言に置き換えられる。

第236条【同前】I. 一 上記1984年3月1日法律148号により修正された上記1966年7月24日法律537号第17-3条第1項において、《株式会社の会計監査役の責任、忌避、解任、報酬》という文言は《株式会社の会計監査役の責任、代行、忌避、解任、報酬》という文言に置き換えられる。

II. 一 上記1966年7月24日法律537号第66条第1項において、《株式会社の会計監査役の責任、解任および報酬》という文言は《株式会社の会計監査役の責任、代行、忌避、解任および報酬》という文言に置き換えられる。

III. 一 上記1984年3月1日法律148号第27条第2項を以下のよう

に定める。  
《これらの法人は少なくとも、上記1966年7月24日法律537号第219条に規定された名簿に基づいて選ばれ、同法で定めた条件の下で固有の規則の留保の上で職務を遂行する会計監査役およびその代行者を任命する義務を負う。上記1966年7月24日法律537号第457条の規定が適用される。》

IV. 一 上記1984年3月1日法律148号第28条は以下のような項が追加される。

③ これらの文書は、法人の発展について、管理の責務を負った機関が作成する報告書の中で検討される。これらの文書および報告書は同時に会計監査役、企業委員会および監督の責務を負った機関があるときはその機関に対して伝達される。

④ 前数項に定めた規定が遵守されない場合、または前項に掲げた報告書の中で与えられた情報はその部分の調査を必要とするとき、会計監査役は、管理または指揮を責務とする機関に伝達する報告書の中で、そのことを指摘する。この報告書は企業委員会に伝達される。企業委員会はその報告書について、審議機関の直近の集

までに知らされる。)

V. 一上記1984年3月1日法律148号第30条第1項第1文の終わりにおいて、《少なくとも会計監査役》という文言は《少なくとも会計監査役およびその代行者》という文言に置き換えられる。

VI. 一上記1984年3月1日法律148号第31条第1項は、《上記1966年7月24日法律537号第457条の規定が適用される》という文が追加される。

VII. 一上記1984年3月1日法律第50条により修正された上記1966年7月24日法律537号第430条第2項において、《その者が会計監査役の調査または監査を故意に妨げた場合》という文言は《その者が会計監査役または第64-2条の執行のため任命された鑑定人の調査または監査を故意に妨げた場合》という文言に置き換えられる。

第237条【1981年12月30日法律の例外】 商社会社の法と1976年12月13日にヨーロッパ共同体理事会の採択した第2ディレクティブとを調和させる1981年12月30日法律1162号第33条の規定の例外として、1985年1月1日の日に訴求の暫定的停止または裁判上の整理の状態にある株式会社は、その日に資本が、場合により250,000フランまたは1,500,000フランの最低金額に達していなかったという事実のみによって当然には解散しない。債務履行計画を伴う経済および金融に関する更生計画を承認する判決または和議を認可する判決が1984年7月1日から1985年1月1日までの間になされた会社についても同様である。

② これらの会社は、その資本を法律の定める最低金額に至らせるため、債務履行計画を伴う経済および金融に関する更生計画を承認する判決または和議を認可する判決から1年の期間を有する。それがなされなかった場合、会社はその期間満了により当然に解散する。

③ 本条の規定は1985年1月1日に施行する。

第238条【廃止規定】 以下の規定は廃止される。

1. 会社の業務執行者および取締役に破産および破産罪の法令を適用させ、会社の経営および管理の権利の禁止および資格剥奪を定める1935年8月8日デクレ第10条から第19条まで。

2. 裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産罪についての1967年7月13日法律563号第1条から第149条まで、および第160条から第164条まで。

3. 一定の企業の経済および金融に関する更生を容易にするための1967年9月23日  
オルドナンス820号。

【参照条文】デクレ art.196.

第239条【経過規定】本法の施行から2年の期間の間、労働法典L. 143-11-1条に規定された保険は、同条第2号の資格で填補される有給休暇の補償手当を、最初の準備期間の終わりに被用者が得た権利に達するまでに限り、保障する。

② 同じ期間中、労働法典L. 143-11-1条第3号に定めた最高金額は、1ヶ月の労働に相当する金額に限られる。

第240条【同前】本法の規定はその施行の後に開始された手続にのみ適用される。

② しかしながら、上記1967年7月13日法律563号により規律される裁判上の整理の手続が本法施行の後の財産の清算に転換された場合、裁判所は、引受譲渡が予定されるときは、共和国検事の請求により、同じ一つの判決で、企業譲渡に関する本法の規定を、第92条第3項の規定を除いて適用することを決定することができる。この目的のために裁判所は、譲渡計画の裁判所への提出および運営の暫定的確保の責務を負う管理人を任命する。管財人は債権者の代表者に帰属する職務を遂行する。譲渡計画が拒絶された場合、本法第3編の規定が、第169条および第170条の規定を除いてその手続に適用される。

③ 本法施行の後に係属中の裁判上の整理または財産の清算の手続において、管財人がその職務遂行に際して債権者の計算において、または管財人が補佐もしくは代理する債務者の計算において受領したあらゆる金銭は、直ちに、預金供託金庫の供託口座あるいは裁判上の整理または財産の清算中の企業の銀行または郵便口座に対して振り込まれる。遅れた場合、管財人は自己が振り込まなかった金銭について、法定利息に5ポイント加算した利率と同じ利率の利息を支払わなければならない。

④ 第195条第4項の規定は、上記1967年7月13日法律563号第105条から第109条までの適用の下で宣言された個人破産およびその他の制裁について、本法施行のときから適用される。

【参照条文】デクレ art.195, 198.

第241条【同前】主任裁判官の資格において連続3期の任期を務め、1984年中にその遂行を終えた商事裁判所の所長および主任裁判官は1985年1月1日から1年の期間についてなおその職にとどまる。

- ② 前項の規定の適用を受ける商事裁判所所長および裁判官はそれらの者の所属する裁判所の定員の枠外で配置される。

第242条【海外領土への適用】本法は、第130条から第136条までを除いて、海外領土およびマヨット地域共同体において適用される。

【参照条文】旧法 Ord. art.52, L. art.163.

デクレ art.197.

第243条【本法の施行】本法の規定は、第233条第2項、第235条、第236条、第237条、および第241条を除いて、デクレで定める日に、遅くとも1986年1月1日までに、施行される。

- ② 本法は国の法律として執行される。

【参照条文】デクレ art.199, 200.

(1985年1月25日法律98号終わり)